

## ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議

ロシアによるウクライナへの侵攻は、ウクライナの主権を侵害するものであり、国際社会の平和と安全を著しく損なう断じて容認することができない行動である。ロシア軍とウクライナ軍の戦闘が続き、日々刻々と変化する情勢の中、ウクライナに拠点を持つ日本企業をはじめ、現地在留邦人らは、自身や家族等の安全確保に追われるなど、緊迫した状況におかれている。

このような力を背景とした侵攻については、国際法や国連憲章の重大な違反であり、力による一方的な現状変更への試みは認められない。また、このような軍事侵攻は、ヨーロッパのみならず、アジアを含む国際社会の秩序の根幹を揺るがすものであり、看過できるものではない。

よって本市議会は、ロシアの一連のウクライナへの攻撃を即時に停止し、部隊を撤収するよう強く求め、厳重に抗議する。

以上、決議する。

令和4年3月3日

兵庫県明石市議会